# 入札説明書補足資料

平成30年度若年者地域連携事業

平成30年1月

福島労働局

平成30年度若年者地域連携事業に係る入札については、会計法、予算決算及び会計令に定めるもののほか、入札説明書及び入札説明書補足資料によるものとする。

### 1 入札参加申し込み

平成30年2月9日(金)12時00分までに下記により必要書類を提出すること。 なお、理由の如何にかかわらず提出期限に遅延した場合は無効とする。

- ① 資格審査結果通知書(写)
- ② 保険料納付状況がわかる書類の写し(納付書、領収書、納入証明書等)
- ③ 競争参加資格に関する誓約書(別紙5)及び添付書類
- ④ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙6)及び添付書類
- ⑤ 障害者雇用状況に関する報告関係書類
- ⑥ 高齢者雇用状況に関する報告関係書類
- ⑦ 関係会社一覧表
- ⑧ 自己申告書(別紙7)
- ⑨ 電子入札案件の紙入札参加申立書(別紙8)※紙入札参加者のみ提出

#### 【郵送による提出先】

 $\mp 960 - 8021$ 

福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階 福島労働局総務部総務課会計第一係 宛

#### 2 入札手続き等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙8「電子入札案件の紙入札参加申立書」により、平成30年2月9日(金)12時00分までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムにより入札を行う場合には、当該システムに定める手続き に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- (1) 電子調達システムにより入札を行う場合
  - ① 入札書の提出期限

#### 平成30年2月9日(金)12時00分まで

※入札書に内訳書として別紙1-2「入札書内訳」を添付すること。 ※電子調達システムに入札書が到着しない場合は無効となる。

- (2) 紙により入札を行う場合
  - ① 入札書の提出期限

# 平成30年2月9日(金) 12時00分まで

② 入札書の提出場所

福島県福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 5 階 福島労働局総務部総務課会計第一係 担当:佐藤、原 TEL: 024-536-0077

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1「入札書」及び1-2「入札書内訳」にて作成した後、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(福島労働局支出負担行為担当官殿と記載。)及び、「平成30年2月20日開札[若年者地域連携事業]の入札書在中」と記入し提出すること。(別添「封書記載例」参照。)

※ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (3)代理人(復代理人含む。以下同じ。)による入札
  - ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める 委任の手続きを終了しておかなければならない。
  - ② 代理人が紙により入札する場合には、当該代理人の所在地、名称及び氏名を記入して押印をしておくとともに、入札書提出時に別紙2「委任状」を作成し、提出しなければならない。
  - ③ 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の入札者の代理人を 兼ねることはできない。

#### (4)入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は無効とする。

- ① 本入札説明書に示した参加資格のない者の提出した入札書
- ② 入札書の提出期限内に入札書の到達しなかった者の提出した入札書
- ③ 入札条件に違反した者の提出した入札書
- ④ 有効な委任状を提出しない代理人又は復代理人の提出した入札書
- ⑤ 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- ⑥ 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札書
- ⑧ 同一の入札について2通以上提出された入札書
- ⑨ 前項(3)③に違反した者の提出した入札書
- ⑩ 総価による入札を条件としているのに、総価でない価格(単価等)を記入した入札書

#### (5)入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をとる場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

# 3 開札

日時: 平成30年2月20日(火)14時00分から

場所: 電子調達システム 及び

福島合同庁舎 福島労働局(4階会議室)

(福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階)

# (1) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入 札者又はその代理人は、原則として開札時刻には端末の前で待機しておくものとす る。

#### (2) 紙による入札の場合

- ア 開札は入札開札の日時及び場所にて結果公表を行う。
- イ 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理 人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後において開札場所に入場することはできない。
- エ 入札者又はその代理人は開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証又は委任状を提示又は提出しなければならない。
- オ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると 認めた場合を除き、開札終了まで開札場所から退場することができない。

#### 4 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとし、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ② 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。